

地震・津波防災対策の充実強化に関する緊急提言

各都道府県においては、東日本大震災の教訓を踏まえて大規模地震・津波に備え、防災・減災対策の推進に取り組むとともに、国においては、南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震などについての対策が検討されている。

そうした中、3月31日に発表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高」では、震度7が想定される地域が大幅に増えるとともに、太平洋沿岸では津波高が30mを超える地点があるなど、これまでの推計を大幅に上回る地震・津波によって、関東から四国・九州に至る広い範囲で甚大な被害を受けることが想定され、対策のさらなる加速化・拡充が必要となっている。

また、切迫性が指摘される首都直下地震では、首都中枢機能への直接的なダメージによる甚大な被害が想定されるが、これらの全国的な影響が極めて大きい地震に対する備えはまだまだ不十分な状況である。

このような状況の下、平成23年度に創設された全国防災対策費及び緊急防災・減災事業債の仕組みは、全国的に必要な防災・減災対策に適用でき、人命と財産を守るための対策を推進するには非常に有効な制度となっているが、地方の要望額が当初の想定額を大幅に上回り、今後の地方債枠等の不足が懸念されている。

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震は、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすことから、今後、明らかにされる人的・物的被害の推計値などを踏まえて、何より尊い生命を確実に守るとともに、その他のあらゆる被害を最小限にとどめるための防災・減災対策強化に取り組んでいくことが必要である。

このことは国の盛衰を左右する地方自治体の域を越えた、国策の中心に据えられるべき極めて重要な国家的課題であり、国による法整備、財政的支援の下、国と地方が一体となり、地震・津波対策の加速化と抜本的強化を進めなければならない。

国においては、下記について早期に実現するよう強く要請する。

1. 緊急防災・減災事業に係る新たな枠組みの創設など確実な財源の措置
2. 以下の項目を盛り込んだ「南海トラフを震源とする超巨大地震対策特別措置法（仮称）」及び「首都直下地震対策特別措置法（仮称）」の制定
 - ①観測施設の早期整備及び予知・観測体制の充実・強化
 - ②巨大地震・津波に対応した緊急対策の実施及び財政支援制度の創設
 - ③巨大地震・津波に対応した地震対策大綱・応急対策活動要領の策定

平成24年7月19日

全 国 知 事 会